

### 買物メモ ②

#### ■ JASマークとは ■

JASは日本農林規格の略称ですが、このマークは農林物資規格法にもとづく厳正な検査に合格したものにつけられます。JAS規格の対象である農林物資としては、農産物、水産物、林産物、加工食品および油脂がありますが、消費者になじみの深い加工食品については、とくに消費者保護の見地から、品名、原材料名、量目、製造年月日、製造者名などを表示することとなっています。

現在、かん詰、ハム、ソーセージ、めん類、凍豆腐、びん詰、果実飲料、しょう油、マヨネーズ、バター、マーガリン、合板、床格などにJASマークがつけられています。



#### ■ 特殊栄養食品マークとは ■

最近では包装された食品が多くなりましたが、これらの食品については、調理加工の段階でビタミン類が失なわれがちです。そこで栄養改善法にもとづく厚生省の許可基準によりビタミンやカルシウムなどの栄養素を強化し、厚生省の許可を受けているものが特殊栄養食品であります。またこのマークの食品には、添加された栄養素の種類と量も表示されています。以上の表示を確かめて、しかも製造後あまり日数が経過しておらず(1年以内)包装の完全なものを選んでください。



## 軽自に車検制度が適用

### ＝10月1日から実施＝

十月一日 自動車(これは二輪の軽自動車とか小型特殊自動車によりけん引されるものに限る。)は除かれ、この車検は、届出年月日により、検査月が変わりますから、表を参考にしてください。

#### 検査月指定表

届出年月日	検査月
昭和41年12月31日以前	昭和48年10月
昭和42年1月1日～昭和42年12月31日	昭和48年11月
昭和43年1月1日～昭和43年7月31日	昭和48年12月
昭和43年8月1日～昭和43年12月31日	昭和49年1月
昭和44年1月1日～昭和44年4月30日	昭和49年2月
昭和44年5月1日～昭和44年8月31日	昭和49年3月
昭和44年9月1日～昭和44年12月31日	昭和49年4月
昭和45年1月1日～昭和45年3月31日	昭和49年5月
昭和45年4月1日～昭和45年6月30日	昭和49年6月
昭和45年7月1日～昭和45年9月30日	昭和49年7月
昭和45年10月1日～昭和45年12月31日	昭和49年8月
昭和46年1月1日～昭和46年3月31日	昭和49年9月
昭和46年4月1日～昭和46年6月30日	昭和49年10月
昭和46年7月1日～昭和46年9月30日	昭和49年11月
昭和46年10月1日～昭和46年12月31日	昭和50年1月
昭和46年12月1日～昭和47年2月29日	昭和50年2月
昭和47年3月1日～昭和47年4月30日	昭和50年3月
昭和47年5月1日～昭和47年7月31日	昭和50年4月
昭和47年8月1日～昭和47年10月31日	昭和50年5月
昭和47年11月1日～昭和48年1月31日	昭和50年6月
昭和48年2月1日～昭和48年4月30日	昭和50年7月
昭和48年5月1日～昭和48年6月30日	昭和50年8月
昭和48年7月1日～昭和48年8月31日	昭和50年9月
昭和48年9月1日～昭和48年9月30日	昭和50年10月

※(注) 検査証の有効期間は、2年となっています。

## 「特別給付金支給法」が一部改正

### ■10月1日から施行■

「特別給付金支給法」の一部が改正され、ことしの10月1日から施行されています。これは、戦没者などの妻・戦没者の父母などに対する特別給付金支給法が、給与の継続または支給範囲の拡大の点で改正されたものです。

それぞれの改正の要点は、つぎのとおりです。  
また、「戦傷病者遺族等援護法」「未帰還者留守家族等援護法」「戦傷病者特別援護法」および「戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法」の関係でも、支給額の増額または支給範囲の拡大などの面で改正が行なわれました。これらに該当すると思われる人は、福祉事務所までお問い合わせください。

関係法	増額・拡大の範囲	改正前の額	改正後の額	施行期日	要
戦没者等の妻に対する特別給付金支給法	増額	20万円	60万円	昭和48.4.1	○国債の総額償還が終わった戦没者等の妻に対し、あらかじめ特別給付金(戦前20万円、10年償還、無利息)が支給される。
戦没者等の妻に対する特別給付金支給法	拡大	—	20万円	昭和48.10.1	○満州国青年義勇隊員についての公費償還の範囲の拡大等(昭和47年法律第29号)により、遺族年金または遺族給付金の受給権を有する戦没者等の妻(戦前20万円、10年償還、無利息)が支給される。 ○昭和48年4月1日以後に死亡した者の妻として公費扶助給付、遺族年金等の受給権を有する戦没者等の妻(戦前20万円、10年償還、無利息)が支給される。
戦没者等の父母に対する特別給付金支給法	増額	10万円	30万円	昭和48.4.1	○国債の総額償還が終わった戦没者の父母等に対し、あらかじめ特別給付金(戦前10万円、5年償還、無利息)が支給される。
戦没者等の父母に対する特別給付金支給法	拡大	—	10万円	昭和48.10.1	○満州国青年義勇隊員についての公費償還の範囲の拡大等(昭和47年法律第29号)により、遺族年金または遺族給付金と受給権を有する戦没者の父母等(戦前10万円、5年償還、無利息)が支給される。 ○昭和48年4月1日以後に死亡した者の父母等として公費扶助給付、遺族年金等の受給権を有する戦没者の父母等(戦前10万円、5年償還、無利息)が支給される。

戦没者の父母等に対する特別給付金	戦没者の妻等に対する特別給付金
(請求者が第3回特別給付金国庫債券(イ号)の受給者の場合) 請求書、第4回印刷票、支払証明書、戸籍簿本(請求者の昭和42.4.1～昭和48.4.1の間の身分関係の異動を明らかにすることができるもの)、失格事由申立書(請求者決定後(請求者が被認定人である場合))	(請求者が特別給付金国庫債券(イ号)の受給者の場合) 請求書、第4回印刷票、支払証明書、住民登録簿本(請求者の昭和48.4.1現在の状況を明らかにするもの)

【1】児童扶養手当  
父がいない(離婚を含む)か、父が病状の状態にある家庭の児童を養育している母親、または母親に代わる養育者が手当を受けられることができます。ただし、公的年金を受ければならない人、また日本に住所のない人は受けられません。

【2】特別児童扶養手当  
精神や身体に重度の障害がある児童を養育する父母、または父母が監護しないときは、父母に代わる養育者が受給できます。ただし日本国民でない人や日本に住所のない人、公的年金を受ければならない人は、受けられません。

【3】所得制限  
児童扶養手当・特別児童扶養手当とも、所得制限があり制限額以上の場合、認定されません。所得制限は、まだ確定していませんが、四十七年の本人収入が扶養親族など五人の場合で、二百三十四万五千円くらいになる見込みです。また、扶養親族者の四十七年収入が扶養親族者五人で、六百万円です。

【4】手当額  
児童扶養手当・特別児童扶養手当とも、児童数一人につき月額四千三百円(一人増すごとに四百円加算した額)で、ことし十月から月額六千五百円になります。

【5】手当の支給時期  
九月・二月・五月期として、本人の希望する郵便局窓口で、現金にて支給されます。

【6】申請方法  
児童扶養手当・特別児童扶養手当とも、認定請求書(福祉事務所にあります。)と添付書類として受給資格者のおおその方が監護しまたは養育する児童の戸籍簿・抄本と住民登録簿本が必要で、手続は、手当の支給を受けることができる人が請求した月の属する翌月から支給されます。

【7】手当の支給  
児童扶養手当・特別児童扶養手当の支給を受けている世帯に属する者に対し、国鉄の通勤定期・乗車券の割引制度があります。

【8】その他  
児童扶養手当・特別児童扶養手当の支給を受けている世帯に属する者に対し、国鉄の通勤定期・乗車券の割引制度があります。

【9】お問い合わせ  
福祉事務所  
電話 九三一一二二番

福祉事務所では、児童扶養手当と特別児童扶養手当制度の支給申請申込みの受け付けを行なっています。つきにあてはまる児童がある人は、お早くと手続をおこなってください。

【1】児童扶養手当  
父がいない(離婚を含む)か、父が病状の状態にある家庭の児童を養育している母親、または母親に代わる養育者が手当を受けられることができます。ただし、公的年金を受ければならない人、また日本に住所のない人は受けられません。

【2】特別児童扶養手当  
精神や身体に重度の障害がある児童を養育する父母、または父母が監護しないときは、父母に代わる養育者が受給できます。ただし日本国民でない人や日本に住所のない人、公的年金を受ければならない人は、受けられません。

【3】所得制限  
児童扶養手当・特別児童扶養手当とも、所得制限があり制限額以上の場合、認定されません。所得制限は、まだ確定していませんが、四十七年の本人収入が扶養親族など五人の場合で、二百三十四万五千円くらいになる見込みです。また、扶養親族者の四十七年収入が扶養親族者五人で、六百万円です。

【4】手当額  
児童扶養手当・特別児童扶養手当とも、児童数一人につき月額四千三百円(一人増すごとに四百円加算した額)で、ことし十月から月額六千五百円になります。

【5】手当の支給時期  
九月・二月・五月期として、本人の希望する郵便局窓口で、現金にて支給されます。

【6】申請方法  
児童扶養手当・特別児童扶養手当とも、認定請求書(福祉事務所にあります。)と添付書類として受給資格者のおおその方が監護しまたは養育する児童の戸籍簿・抄本と住民登録簿本が必要で、手続は、手当の支給を受けることができる人が請求した月の属する翌月から支給されます。

【7】手当の支給  
児童扶養手当・特別児童扶養手当の支給を受けている世帯に属する者に対し、国鉄の通勤定期・乗車券の割引制度があります。

【8】その他  
児童扶養手当・特別児童扶養手当の支給を受けている世帯に属する者に対し、国鉄の通勤定期・乗車券の割引制度があります。

【9】お問い合わせ  
福祉事務所  
電話 九三一一二二番

## 児童に手当を支給 支給申請はお早く

市では、身体障害者・精神障害者の人に、障害者手当を支給しています。支給手続きをされていない人は、早めに福祉事務所まで申請をおこなってください。

支給要件はつぎのとおりです。

(1) 年齢要件  
・年齢 十八歳以上の身体障害者・精神障害者。ただし、身体障害者は、身体障害者手帳一・二級、精神障害者は知能指数七十五以下

(2) 所得制限  
・所得制限 受給者の前年度所得に対する市民税の所得割額が標準税率に基づいて算出した場合、二万円以下であること

(3) その他  
・住所 市の住民基本台帳に登録されている人

(4) 支給額(別表のとおり)

(5) 申請方法  
児童扶養手当・特別児童扶養手当とも、認定請求書(福祉事務所にあります。)と添付書類として受給資格者のおおその方が監護しまたは養育する児童の戸籍簿・抄本と住民登録簿本が必要で、手続は、手当の支給を受けることができる人が請求した月の属する翌月から支給されます。

身体障害程度	精神薄弱程度(知能指数)	手当額(月額)
1 級	25 以下	8,000円
2 級	26 ~ 50	6,000円
3 級	51 ~ 75	4,000円

福祉事務所  
(電話) 九三一一二二番

## “正しい運転マナーで安全運転”

交通事故は依然として跡を絶ちません。交通安全はみんなの願いです。運転者一人ひとりが正しい運転マナーを守り、安全運転をすることです。みんなで交通安全を推進しましょう。



いねむり運転 要注意!!